

茨城県報 第4977号

昭和38年4月5日

金曜日

(明治37年3月17日
第三種郵便物認可)

目 次

規 則

(人事委員会)

ページ

◎職員給与に関する規則の一部改正..... 1

告 示

◎土地改良事業関係書類の縦覧(2件)..... 2

◎不動産取得税課税免除法人の指定..... 3

◎豚コレラ予防のための指定の一部改正..... 3

◎建築基準道路の指定(25件)..... 3

◎基準点測量成課の写の保管等に関する規程の一部改正..... 12

◎県道の路線の認定..... 12

◎道路の区域の決定..... 12

◎道路の区域の変更..... 13

◎道路の供用の開始..... 13

◎県道の路線の廃止..... 13

公 告

◎土地立ち入り測量(2件)..... 14

規 則

(人事委員会)

職員給与に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

昭和38年4月5日

茨城県人事委員会

委員長 吉 永 時 次

茨城県人事委員会規則第17号

職員給与に関する規則の一部を改正する規則

職員給与に関する規則(昭和36年茨城県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1教育職給料表(□)の項適用範囲の欄中7を8とし、6を7とし、5の次に「6 中央病院に勤務する保母である職員」を加える。

別表第5 2等級の項標準職務の欄中3の次に「4 理科教育センターに勤務する研究主事である職員のうち、主として高等学校の教員に対する現職教育の業務に従事する職員の職務」を加える。

別表第6 2等級の項標準職務の欄2中「精神薄弱児施設、し体不自由児施設、教護院または経営伝習農場」を「児童相談所、養護施設、精神薄弱児施設、盲児施設、ろうあ児施設、し体不自由児施設、教護院、保育専門学園、保育専門学園等に付設される保育所、中央病院または経営伝習農場」

に改め、同表同項同欄中2の次に「3 理科教育センターに勤務する研究主事である職員のうち、主として中学校または小学校の教員に対する現職教育の業務に従事する職員の職務」を加え、同表3等級の項標準職務の欄2中「精神薄弱児施設、し体不自由児施設、教護院または経営伝習農場」を「児童、相談所、養護施設、精神薄弱児施設、盲児施設、ろうあ児施設、し体不自由児施設、教護院、保育専門学園、保育専門学園等に付設される保育所、中央病院または経営伝習農場」に改める。

別表第33職員の欄中

(3) 院長(副院長および分院長を含む。) 医務局長、医長、医師、歯科医師、
 総婦長、看護婦長、総看護長、看護長、歯科衛生士、細菌検査技術者なら
 びに清保師および結核患者係事務職員

を

(3) 院長(副院長および分院長を含む。) 医務局長、医長、医師、歯科医師、
 総婦長、看護婦長、総看護長、看護長、歯科衛生士、細菌検査技術者、清
 保師、保母および結核患者係事務職員

に

改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和38年4月1日から適用する。

告 示

茨城県告示第314号

土浦市外十五ヶ町村土地改良区から昭和37年11月29日付で申請のあつた土地改良事業は、適当と決定したので土地改良法第48条の規定によつて、関係書類を下記のとおり縦覧に供する。

昭和38年4月5日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 細 田 武

記

1 縦覧に供する書類

土浦市外十五ヶ町村土地改良区定款 写

大角豆地区土地改良事業計画書

2 縦覧の期間 昭和38年4月12日から5月2日まで 21日間

3 縦覧の場所 新治郡桜村役場

茨城県告示第315号

土浦市外十五ヶ町村土地改良区から昭和37年11月29日付で申請のあつた土地改良事業は、適当と決定したので土地改良法第48条の規定によつて、関係書類を下記のとおり縦覧に供する。

昭和38年4月5日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 細 田 武

記

- 1 縦覧に供する書類
土浦市外十五ヶ町村土地改良区定款 写
倉掛地区土地改良事業計画書
- 2 縦覧の期間 昭和38年4月12日から5月2日まで 21日間
- 3 縦覧の場所 新治郡桜村役場

茨城県告示第316号

下記の法人を茨城県県税条例第41条の2第4号に規定する法人として指定した。

昭和38年4月5日

茨城県知事職務代理者
茨城県副知事 細 田 武

記

法人名及び代表者名	法人の所在地	条例適用の日
財団法人 茨城県住宅協会 理事長 岩 上 二 郎	水戸市北三の丸119番地	昭和38年4月1日

茨城県告示第317号

茨城県家畜伝染病まん延防止規則に基づいて豚コレラ予防のための指定(昭和36年茨城県告示第1,008号)の一部を次のように改める。

昭和38年4月5日

茨城県知事職務代理者
茨城県副知事 細 田 武

- 1 移入禁止区域中 埼玉県所沢市及び入間郡を削除する。

茨城県告示第318号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和38年4月5日

茨城県知事職務代理者
茨城県副知事 細 田 武

記

- 指定年月日 昭和38年4月5日
- 指定の位置 水戸市若宮町字天界寺脇328, 329, 330
- 道路の幅員 幅員 4.0m
- 道路の長さ 延長 82.3m

茨城県告示第319号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和38年4月5日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 細 田 武

記

指定年月日 昭和38年4月5日
指定の位置 勝田市東石川南向410の28
道路の幅員 幅員 4.0m
道路の長さ 延長 84.0m

茨城県告示第320号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和38年4月5日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 細 田 武

記

指定年月日 昭和38年4月5日
指定の位置 勝田市稲田字庚塚732
道路の幅員 幅員 4.0m
道路の長さ 延長 50.0m

茨城県告示第321号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和38年4月5日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 細 田 武

記

指定年月日 昭和38年4月5日
指定の位置 勝田市大字東石川字ひさ山1,415番地
道路の幅員 幅員 4.0m
道路の長さ 延長 26.1m

茨城県告示第322号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和38年4月5日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 細 田 武

記

指定年月日 昭和38年4月5日
指定の位置 水戸市千波町182番地
道路の幅員 幅員 4.0m
道路の長さ 延長 52.0m

茨城県告示第323号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和38年4月5日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 細 田 武

記

指定年月日 昭和38年4月5日
指定の位置 水戸市見和町字曲手より南側131~1, 131~2, 131~9
道路の幅員 幅員 4.0m
道路の長さ 延長 206.0m

茨城県告示第324号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和38年4月5日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 細 田 武

記

指定年月日 昭和38年4月5日
指定の位置 水戸市新原町字稲原3,074の20
道路の幅員 幅員 4.0m
道路の長さ 延長 30.05m

茨城県告示第325号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和38年4月5日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 細 田 武

記

指定年月日 昭和38年4月5日
指定の位置 水戸市渡里町字野竹2,117
道路の幅員 幅員 4.0m
道路の長さ 延長 16.8m

茨城県告示第326号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和38年4月5日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 細 田 武

記

指定年月日 昭和38年4月5日
指定の位置 水戸市東原町4,759の1
道路の幅員 幅員 4.0m
道路の長さ 延長 20.0m

茨城県告示第327号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和38年4月5日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 細 田 武

記

指定年月日 昭和38年4月5日
指定の位置 勝田市枝川鳴戸崎904の1, 904の2
道路の幅員 幅員 4.0m
道路の長さ 延長 33.4m

茨城県告示第328号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和38年4月5日

茨城県知事職務代理者
茨城県副知事 細 田 武

記

指定年月日 昭和38年4月5日
指定の位置 水戸市見和町字下横町西300の20, 300の21, 300の22, 300の5, 300の14
道路の幅員 幅員 4.0m
道路の長さ 延長 83.83m

茨城県告示第329号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和38年4月5日

茨城県知事職務代理者
茨城県副知事 細 田 武

記

指定年月日 昭和38年4月5日
指定の位置 水戸市見和町字曲手より西北側168~3, 168~11
道路の幅員 幅員 4.0m
道路の長さ 延長 33.2m

茨城県告示第330号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和38年4月5日

茨城県知事職務代理者
茨城県副知事 細 田 武

記

指定年月日 昭和38年4月5日
指定の位置 水戸市見川町植松86の6
道路の幅員 幅員 4.0m
道路の長さ 延長 56.85m

茨城県告示第331号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和38年4月5日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 細 田 武

記

指 定 年 月 日 昭和38年4月5日
指 定 の 位 置 水戸市千波町御茶園411の1
道 路 の 幅 員 幅員 4.0m
道 路 の 長 さ 延長 40.5m

茨城県告示第332号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和38年4月5日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 細 田 武

記

指 定 年 月 日 昭和38年4月5日
指 定 の 位 置 水戸市花小路2,063~1
道 路 の 幅 員 幅員 4.0m
道 路 の 長 さ 延長 34.00m

茨城県告示第333号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和38年4月5日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 細 田 武

記

指 定 年 月 日 昭和38年4月5日
指 定 の 位 置 水戸市見和町園裏449の2
道 路 の 幅 員 幅員 4.0m
道 路 の 長 さ 延長 94.55m

茨城県告示第334号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和38年4月5日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 細 田 武

記

指 定 年 月 日 昭和38年4月5日
指 定 の 位 置 水戸市千波町原新田154の2
道 路 の 幅 員 幅員 4.0m
道 路 の 長 さ 延長 36.0m

茨城県告示第335号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和38年4月5日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 細 田 武

記

指 定 年 月 日 昭和38年4月5日
指 定 の 位 置 水戸市酒門町1,880, 1,882, 1,886, 1,888~1, 1,881, 1,885, 1,876, 1,888
~2
道 路 の 幅 員 幅員 4.0m
道 路 の 長 さ 延長 137.8m

茨城県告示第336号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和38年4月5日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 細 田 武

記

指 定 年 月 日 昭和38年4月5日
指 定 の 位 置 水戸市字蔵脇1,178の1, 1,178の2, 1,178の3
道 路 の 幅 員 幅員 4.0m
道 路 の 長 さ 延長 60.3m

茨城県告示第337号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和38年4月5日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 細 田 武

記

指定年月日 昭和38年4月5日
指定の位置 勝田市東石川字東坪223の4
道路の幅員 幅員 4.0m
道路の長さ 延長 78.0m

茨城県告示第338号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和38年4月5日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 細 田 武

記

指定年月日 昭和38年4月5日
指定の位置 水戸市見川町大字西妻1,087の2
道路の幅員 幅員 4.0m
道路の長さ 延長 72.5m

茨城県告示第339号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和38年4月5日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 細 田 武

記

指定年月日 昭和38年4月5日
指定の位置 日立市滑川町所沢781~4
道路の幅員 幅員 4.0m
通路の長さ 延長 31.0m

茨城県告示第340号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和38年4月5日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 細 田 武

記

指定年月日 昭和38年4月5日
指定の位置 日立市小木津町4,093番地の5
道路の幅員 幅員 4.0m
道路の長さ 延長 49.3m

茨城県告示第341号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和38年4月5日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 細 田 武

記

指定年月日 昭和38年4月5日
指定の位置 水戸市千波町字千波原2,834の6より2,834の30
道路の幅員 幅員 4.0m
道路の長さ 延長 211.7m

茨城県告示第342号

建築基準法第42条第1項第5号の道路を下記のとおり指定したので建築基準法施行規則第10条の規定に基づき公示する。

昭和38年4月5日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 細 田 武

記

指定年月日 昭和38年4月5日
指定の位置 水戸市元吉田町字横宿2,687の1, 2,690の4, 2,689の4, 2,691の4
道路の幅員 幅員 4.0m
道路の長さ 延長 188.0m

茨城県告示第343号

基準点測量成果の写の保管等に関する規程(昭和29年茨城県告示第1021号)の一部を次のように改正する。

昭和38年4月5日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 細 田 武

基準点測量成果の写の保管等に関する規程第5条第3項中「経済審議庁の指示」を「経済企画庁の承認」に改める。

茨城県告示第344号

道路法(昭和27年法律第180号)第7条第2項の規定に基づき、県道の路線を次のように認定する。その関係図面は昭和38年4月5日から30日間茨城県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和38年4月5日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 細 田 武

道路の種類 県 道

整理番号	路線名	起 終 点
321	徳田高萩線	久慈郡里美村大字徳田 高萩市大字上大能
100	猿島水海道線	猿島郡猿島町大字逆井 水海道市本町

茨城県告示第345号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように決定する。その関係図面は昭和38年4月5日から30日間茨城県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和38年4月5日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 細 田 武

道路の種類 県 道

整理番号	路線名	区 間	敷 地 の 員 幅	延 長	摘 要
321	徳田高萩線	久慈郡里美村大字徳田 字山口725番地 主要地方道常陸太田 線分岐から 高萩市大字上大能字 榎下326番地 県道上高倉高萩線交 点まで	メートル 7.5~3.6	メートル 20.349	高萩市大字上君 田文添經由
100	猿島水海道線	猿島郡猿島町大字逆井 字馬橋2,210~1番地 県道若境線分岐から 水海道市本町3,443番 地 主要地方道下館取手 線 交点まで	メートル 10.0~4.0	メートル 21.433	猿島町大字沓掛 岩井町大字猫実 經由

茨城県告示第346号

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第2項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は昭和38年4月5日から30日間茨城県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和38年4月5日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 細 田 武

道路の種類 県道

整理番号	旧新別	路線名	起 点		重要な 経過地	道 路 延 長		計
			終	点		実延長	重用延長	
35	旧	徳田高萩線	久慈郡里美村大字徳田	高萩市		メートル 30,551	メートル 350	メートル 30,901
	新	上君田高萩線	高萩市大字上君田	高萩市		17,451	350	17,801

茨城県告示第347号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、昭和38年4月5日から30日間茨城県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和38年4月5日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 細 田 武

道路の種類 県道

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
321	徳田高萩線	久慈郡里美村大字徳田字山口725番地から高萩市大字上大能字榎下326番地まで	昭和38年4月5日
100	猿島水海道線	猿島郡猿島町大字逆井字馬橋2,210~1番地から水海道市本町3,443番地まで	同 上

茨城県告示第348号

道路法(昭和27年法律第180号)第10条第1項の規定に基づき、次の県道の路線を廃止する。

その関係図面は昭和38年4月5日から30日間茨城県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和38年4月5日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 細 田 武

道路の種類 県道

整理番号	路線名	起	点	道路延長	重要な 経過地
		終	点		
100	猫実猿島線	猿島郡岩井町大字猫実		メートル 9,391.4	
		猿島郡猿島町大字沓掛			

公 告

◎土地立ち入り測量

土地収用法第11条第2項の規定により次のとおり立ち入りを許可した。

昭和38年4月5日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 細 田 武

- 1 起業者の名称 茨 城 県
- 2 事業の種類 県道里野宮日立線道路改良工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域 日立市諏訪町字山田, 太平田, 諏訪山
- 4 立ち入ろうとする期間 昭和38年4月10日から
昭和38年9月30日まで

◎土地立ち入り測量

土地収用法第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので、次のとおり公告する。

昭和38年4月5日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 細 田 武

- 1 起業者の名称 茨 城 県 知 事
- 2 事業の種類 二級国道水戸日立線道路改良工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域 日立市久慈町字前原, 釜坂, 古房地, 釜坂上, 東古房地
日立市水木町字小房地, 川尻山, 六ヶ塚, 川尻, 尾張作, 南泉原, 前原,
富士山, 泉原, 北泉原, 泉前, 宿並, 五藤作, 南盡, 野中, 南岨,
北岨, 稲荷前
- 4 立ち入ろうとする期間 昭和38年4月10日から
昭和38年9月30日まで

毎週月・水・金曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1カ月)
(休日の場合は繰り下ぐ) (金 1 0 0 円)

茨城県水戸市北三ノ丸119番地

茨城県水戸市北三軒町24番地の4

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所

(第三種郵便物認可)